



岐阜民間保育園・
認定こども園連盟

【園長研修会】

『コロナ禍の先を見据えて』

講師 坂崎隆浩

2021年10月19日(火)

第一部 14時10分～15時50分

第二部 16時00分～17時00分

☆時代の変遷と現在を俯瞰してみる➡次代と未来を想像し創造する

今日は、保育運営(経営)について90分ほど述べます

【目次】

はじめに/岐阜県の人口メカニズムの一例/日本の乳幼児教育の歴史

制度編

1.少子化対策

2.児童手当法改正案等

3.コロナ問題等

4.こども庁問題

5.2021骨太方針(成長を生み出す4つの原動力の推進)

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会

幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

7.社会福祉法人連携推進法人

8.地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会

9.現状と未来/坂崎論

まとめ after・コロナ時代と「超スマート保育」への転換(坂崎)

(別紙の資料の保育内容はあくまでも参照資料です)

保育編「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」

☆時代の変遷と現在を俯瞰してみる➡次代と未来を想像し創造する

◆7の社会福祉法人連携推進法人について

社会福祉連携推進法人制度の施行に向けた厚生労働省の説明動画について、8月11日に情報提供をいたしました。このたび、この説明動画に加え「実践者インタビュー集」が新たに公開されましたのでお知らせいたします。3名の法人の代表者が出演しておりますが、「保育所経営の現状・課題と法人間連携」をテーマに、坂崎隆浩氏がインタビューを受けています。
厚生労働省HP>「社会福祉連携推進法人制度について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html

◆空飛ぶラジオ始めました・・・東ヶ崎&渡辺出ていますよ 未来につながる保育情報を、坂崎隆浩が配信中・・・

「保育 Stand by you」聞いてみませんか？

<https://pchann.jimdofree.com/>

「空飛ぶラジオはじめました」PC サイト

月に2回以上(毎月15日・25日 他)、新しい番組を配信予定。

ちよくちよくのぞいていただければありがたいです。

うわさの Podcast でも配信中♪

はじめに

日本の総人口の推移と推計

(出典)総務省「国勢調査」、国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」
※2008年の1億2808万人をピークに減少に転換。中位推計で2050年に9700万人、2100年に5000万人となる見通し。

推移

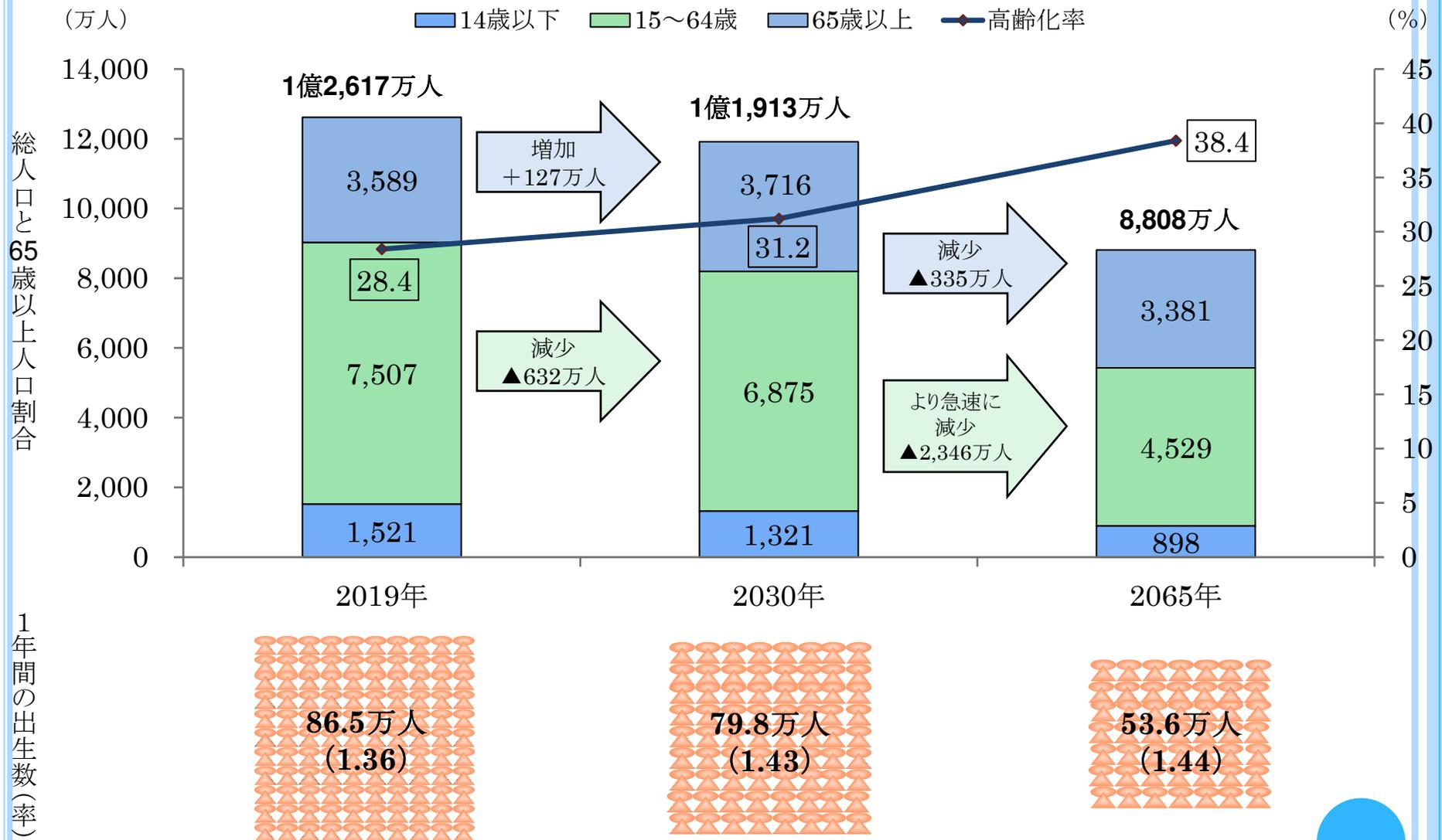
1192年	鎌倉幕府成立	757万人	
1338年	室町幕府成立	818万人	
1603年	江戸幕府成立	1,227万人	
1716-45	8代将軍吉宗享保の改革	3,128万人	
1868年	明治維新	3,330万人	
1945年	終戦 人口ボーナス時代へ	7,199万人	1983年青森県153万人
2008年	人口ピーク	12,808万人	2017年青森県130万人

予想

2030年	高齢化率 31.6%	11,662万人 (中位推計)	2035年青森100万人
			2040年代青森八戸弘前(いわゆる20万以上の市)を除いて「消滅可能性都市」
2050年	高齢化率 38.8%	9,708万人 (中位推計)	
2100年	高齢化率 41.1% (高位推計)	6,485万人	
		(中位推計) 4,959万人	
		(低位推計) 3,795万人	

※但し2025年に出生率1.8 2035年に2.1が実現すれば、2090年人口は1億人弱で安定する。高齢化率も27%程度に抑えることができる。(移民政策も有効かどうかの検証必要)

今後の人口構造の急速な変化



(出所) 総務省「人口推計」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計):出生中位・死亡中位推計」(各年10月1日現在人口) 厚生労働省「人口動態統計」

岐阜県の人口メカニズムの一例

平成22年 令和3年(2021年)	男	女	計	平成21年 令和2年 出生者数
大垣市	77483	81476	158959	1377
大垣市	78649	82145	160794 (0.1%)	1183 (▲14%)
高山市	44528	48924	93452	789
高山市	41457	45226	86683 (▲7%)	596 (▲25%)
中津川市	40380	42892	83272	641
中津川市	37857	39463	77320 (▲7%)	436 (▲32%)

※直近として10年後の2030年の姿を想像しておきたい

岐阜県の人口メカニズムの一例

	平成22年 令和3年(2021年)			平成21年 令和2年 出生者数
	男	女	計	
関市	44727	46761	91488	784
関市	42810	44435	87245 (▲5%)	485 (▲38%)
海津市	18989	19673	38662	243
海津市	16536	17040	33576 (▲13%)	125 (▲49%)
揖斐郡池田町	12213	12577	24790	197
揖斐郡池田町	11611	11952	23563 (▲5%)	110 (▲46%)

※直近として10年後の2030年の姿を想像しておきたい

岐阜県の人口メカニズム から考えられること

現状理解①

全体では、一部を除き(待機児童地域や過疎地域)、多くは入園が低年齢化しているので子どもの数が減っていないような状態が起きている。(なかなか見えにくい)

一方は、町村レベルでは出生数そのものが減ってきて、学年で凸凹が出来てきたり、又全体の園の子ども数が減ってきている。

元々、子どもの数によって運営できるので、例えば収支は30人定員で園児が30人まんべんなく入っていれば成り立つが、実際には週66時間保育や公休・有休などを考えると厳しい運営状況が考えられる。(今の仕組みは子どもが生まれてくることを前提に作られている。逆に言うと子供が少なくなって対応できる仕組みではない。)

平成22年だと公立から民間への委託が考えられたが、今は民間委託をすると競争したり、その後の運営が厳しいことを予測しておくべきである。又民間が公立への変更も考えられる

岐阜県の人口メカニズム から考えられること

現状理解② コロナによって身動きが出来ないのだけれど、いろんなことは知らないうちに進む。

国(厚労省援護局)はこれまでの民間委託や閉所による国返還などの他に、共生社会の一部として合併・統廃合の他に各自治体の社会福祉協議会への移譲とともに社会福祉法人同士の連携推進法人も来年度5月開始を進めている。

当然ながら、政治主導のこども庁問題や中教審による架け橋プロジェクト、厚労省による連携推進法人、過疎地対策など多岐に渡ることが着実に進むと思われる。

前頁の少子化率を考え乍ら、2030年の地域の姿を想像して、地域の保育計画とともに、自園の在り方(経営・保育内容含む)、法人の進み方などを模索し計画し邁進する時期に来ている。

※国は令和7年には待機児童が殆ど解消されると予想している。

・10年前との人口比較・出生数の比較

市区町村名	令和2年 人口			令和元年
	男	女	計	出生者数
東通村	3,179	2,974	6,153	34
	平成22年 人口			平成21年
	男	女	計	出生者数
	3,770	3,633	7,403	48

人口比較	出生数比較
83.1%	70.8%

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』より

・将来の地域別5歳階級別人口(各年10月1日時点の推計人口:2015年は国勢調査による実績値)

年	総数	0~4歳	5~9歳
2015年	6,607	246	257
2020年	6,139	217	241
2025年	5,663	186	215
2030年	5,199	166	185
2035年	4,741	135	165
2040年	4,260	111	134
2045年	3,778	93	110

2015年と2045年の比較 57.18% 37.80% 42.80%

・10年前との人口比較・出生数の比較

市区町村名	令和2年 人口			令和元年
	男	女	計	出生者数
小泊地区	1,317	1,414	2,731	6
	平成22年 人口			平成21年
	男	女	計	出生者数
	1,793	1,924	3,717	12

人口比較	出生数比較
73.5%	50.0%

国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)』より

・将来の地域別5歳階級別人口(各年10月1日時点の推計人口:2015年は国勢調査による実績値)

年	総数	0～4歳	5～9歳
2015年	3,213	45	70
2020年	2,788	40	60
2025年	2,393	7	14
2030年	2,033	10	8
2035年	1,711	8	6
2040年	1,419	6	5
2045年	1,153	4	3

2015年と2045
年の比較 35.89% 9.46% 4.85%

◆多くの日本の乳幼児に関係する皆様に
今と未来を一緒に考えてもらいたい◆
本書の視点/新たな保育における教育に対
する制度論→ここは最重要地点
・乳幼児の教育とは「0歳からの発達を見
通した教育に対する深い理解」
・5領域は生活と遊びの場であることを生
かした教育

幼児教育は環境を通して行う教育であり、
資質と能力は遊びを通して

総合的な指導により育成する。元来プレ
イフル・アクティブラーニング
新たなキーワード→3つの資質能力と10
の姿・非認知スキル・カリキュラムマネー
ジメント

・今日の最重要点①

プロフェッショナルシステムを園で構築→
専門家集団の構築

◆園としての今後

★専門家集団の構築→

★プロフェッショナルシステムを園で構築
★ルーテンの達人と専門的適応力の達人
(反省的実践家)つまり省察することの重要
性+領域の達人等の構築で乳幼児教育の
専門家集団の育成

★園独自の教育システムや保育体制、それ
によって「何が学ばれているか」「何を保障
されているのか」という具体的保育実践の
確立

★上記を地域・保護者等に説明する「全体
的な計画」「教育課程」「指導計画」等の改善、
作成による園の保育力等の質向上

【法人職員へは下記の本を配布し、教育・保育についての理解を深めています】

●平成30年度施行 新要領・指針サポートブック



今春から施行される教育・保育要領について坂崎理事長
が監修をしています。平成29年12月に発行されたば
かりです。認定こどもの園の理解をはじめ、職員の資質
向上のために、法人全体で研修しています。

●少子化時代の保育と教育



平成29年3月発行の坂崎理事長の著書です。
汐見保育学会会長、秋田東大教授等が推薦しています。

幼稚園40%、保育所40%、こども園20%、
五歳児の修学施設の割合はすぐこうなる
といわれています。にもかかわらずこの三つ
の施設をいっしょに規定する法律がなく、管轄
も三つ別々に行われている。これは世界的に
恥ずかしいことです。やがて「わが国の教育
は・・・」というときに頭の中に0歳から施設
がイメージされる時代が確実に来ますし、そ
の専門性を高めることが世を救います。そ
のことを訴えた本書はコンパクトですが、時
を一步先に進めようという気迫に満ちてい
ます。

汐見稔幸 (東京大学名誉教授・白梅学園大学学長)

保育制度の変動期に、現状や歴史を俯瞰し未
来を語るのに何が問うべき課題か、何を私た
ちは考えなければならないのかを、国内外の
政策・改革の実情や実践をふまえ、誰にでも
わかりやすく語る保育交響曲。保育に関わる
方々に本を開き、耳を傾け、奏でる響きを聴
いていただきたい。

秋田喜代美 (東京大学大学院教育学研究科教授)

子ども・子育て支援新制度がスタートし、保
育所や認定こども園に対する社会的期待も質
量両面で劇的に拡大している。同時に幼児教
育の充実強化も一気に進展する気配。本書は
制度変化と保育実践の深化を立体的に組み立
てた意欲作であり、現在の保育界に必読の書
である。

大谷泰夫 (日本保育協会 理事長)

●入園のしおり



園の事業運営方針や入園に際して、保護者の皆さんへの
理解を深めるため、全190頁のしおりを配布していま
す。園の基本的な生活サイクル及び教育・保育計画等が
記載されていて、職員の園理解にも役立っています。

●椋沢・坂崎メソッド



法人の教育・保育の考え方を書いています。
坂崎理事長の考え方をこども園ひがしどおり特命顧問
の椋沢幸苗先生と平成23年度にまとめたものです。

日本の乳幼児教育の歴史

- 1984 (S59) 臨教審 記憶集約型ではだめ⇒21世紀型教育 最初の論議
- 1992(H4) 共働き世帯914万人(標準世帯903万人) 保育所一般化時代へ
- 1996(H8) 「中央教育審議会」幼児期の教育の教育答申「生きる力」の基礎を培う事
- 2002(H14) 小中 2003高校から施行完全週五日制絶対評価の導入内容3割削減
- 2003(H15) 「中央教育審議会幼児教育部会」幼児教育の重要性 /社会情動的スキル へ繋がる
- 2006(H18) 文科省「幼児教育振興アクションプログラム」旧認定こども園発足 保育予算2兆円以下
これ以降、文科省としては保育所と幼稚園を区別せず 幼児教育機関として扱う事とした
- 2007 (H19) 第一次安倍政権 教育再生会議 2008 授業時数1割増し (2011-13脱ゆとり)
- 2009(H21) 麻生政権 3歳からの無償化を自民党の公約(5歳児は小泉政権下でへ)
- 2012 (H24) 子ども・子育て関連3法成立(抜本的改革)
- 2014(H26) 幼保連携型認定こども園教育・保育要領制定 翌年新たなこども園開始
- 2015 (H27) 子ども・子育て支援新制度(抜本的改革の始まり) 保育予算2.7兆円
- 2016(H28) 幼児教育振興法案 提出/審議無し 国立政策研究所幼児教育センター発足
12/21中教審教育部会答申/知識と問題解決型をバランスよく獲得する力=生きる力
- 2017(H29) 各要領・指針の改定・改訂 ⇔幼・認こ・保全てに「全体的な計画」
- 2018(H30) 同上実施→2030年をにらんだ教育改革の一翼を幼児教育も担ってほしい
- 2019(令和元年) 10月幼児教育・保育の無償化実施 社会から評価の時代へ
- 2020- ★1.2歳児50%入園時代 施設保育一般化 子育ての支援本格化 保育予算3.7兆円?
待機児童とともに完全少子化、乳児100万人時代から70万人時代へ(家庭支援必要)
こども園約9000ヶ所
☆「知識基盤社会」から「超スマート社会」/「坂崎スマート保育」の実施へ

日本の乳幼児教育の歴史

H04年 共働き世帯914万人(標準世帯903万人) ➡ 保育所の時代へ
H05年 地域子育て支援センターの出現 ➡ 地域福祉論的発想(…?)

背景/3歳未満児の約8割は家庭で子育て
核家族化・地域とのつながり希薄化/男性の子育ての関わり少ない
課題/子育てが孤立化し、子育ての不安感、負担感
子どもにとって多様な大人や子供との関わりが減少
地域子育て拠点の設置/子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や
子育ての不安、悩みを相談できる事業
→地域で子育てを支援し、育児不安を解消

H18年 公立一般財源化・認定こども園の誕生

H27年 (新)認定こども園への期待 ➡ 子育ての支援「地域対応義務化」

貧困家庭問題(及びひとり親家庭問題)

厚生労働省が発表した「平成28年国民生活基礎調査」によると、日本の相対的貧困率は15.6%となり、7人に1人が貧困状態にあるとされています。このことから日本の貧困問題は深刻であることがわかります。また、相対的貧困率の15.6%のうちの半数がひとり親世帯であることも大きな問題です。ひとり親の場合、家事と仕事、育児を一人で行わなければなりません。家事や育児の比重が高いほど、生活がより苦しいものとなります。

日本の乳幼児教育の歴史

R01年 幼児教育・保育の無償化

無認可へも 預かり保育にも 国費を投入(消費税)

増え続ける保育施設/社会福祉法人は毎年70ずつ増加、企業等小規模施設の増加
(教育と福祉の高度なレベルでの統一が課題)

しかし 止まらない少子化/出生数100万人割れ

R1(2019)年86万人shock➡国は2022年に70万人台

(この11年のずれ(・・?)➡本当に気づいた少子化 閉塞感 虐待 貧困 など など

更に虐待問題は深刻親の体罰禁止、2020年4月から 改正虐待防止法が成立

2019年に全国で摘発された児童虐待事件は1972件、被害にあった子どもは1991人
だった。ともに前年比で約1.4倍となり、過去最多。死亡した子どもは54人だった。警察が
児童相談所に通告した子どもの数は9万8222人で、これも過去最多を記録した

R01年 改正虐待防止法が成立 親の体罰禁止2020年4月から

R02年 小学1年生スタートカリキュラム本格化

地域共生社会の一つとして ※社会福祉法人連携推進法人法律化

R03年 1.2歳児入園率50%超え 施設保育が将来の姿

R03年 幼児教育スタートプラン(仮称)のイメージ 文科省中教審論議

◆坂崎チェック➡幼児期の教育に関する基本的な計画として位置付け、一体的に実行する
ことで、子供の未来への架け橋となる社会システムを構築。

SDGs (持続可能な開発目標)

「SDGs(エスディーゼズ)」Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)」の略称



「SDGs(エスディーゼズ)」とは、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で世界のリーダーによって決められた、国際社会共通の目標です。このサミットでは、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。この文書の中核を成す「持続可能な開発目標」をSDGsと呼んでいるのです。2018年7月に発表された日本のSDGs達成度を評価したもの。達成度の高い順から緑(達成している)→黄色→橙色→赤色(深刻な課題がある)と評価される)特に「目標5: ジェンダー平等を実現しよう」「目標12: つくる責任つかう責任」「目標13: 気候変動に具体的な対策を」「目標14: 海の豊かさを守ろう」「目標17: パートナーシップで目標を達成しよう」の5つに関しては、4段階の評価でもっとも低い達成度という評価です。SDGsは、普遍的な目標として「誰も置き去りにしない」という約束を掲げています。先進国と途上国、そして企業と私たち個人がともに手をとって目標達成のために努力をしていかないことには、貧困の解消や格差の是正といった深刻な問題は解決できません。私たち一人ひとりにも、できることは数多くあります。2030年の世界を変え、その先の未来に引き継いでいくためには、SDGsを特別なものとしてではなく、「自分ごと」として捉え、それぞれの活動、生活の中に浸透させていくことが大切です。

乳幼児教育

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標

重要なプラットフォーム

SDGsが
共通の言葉/問い

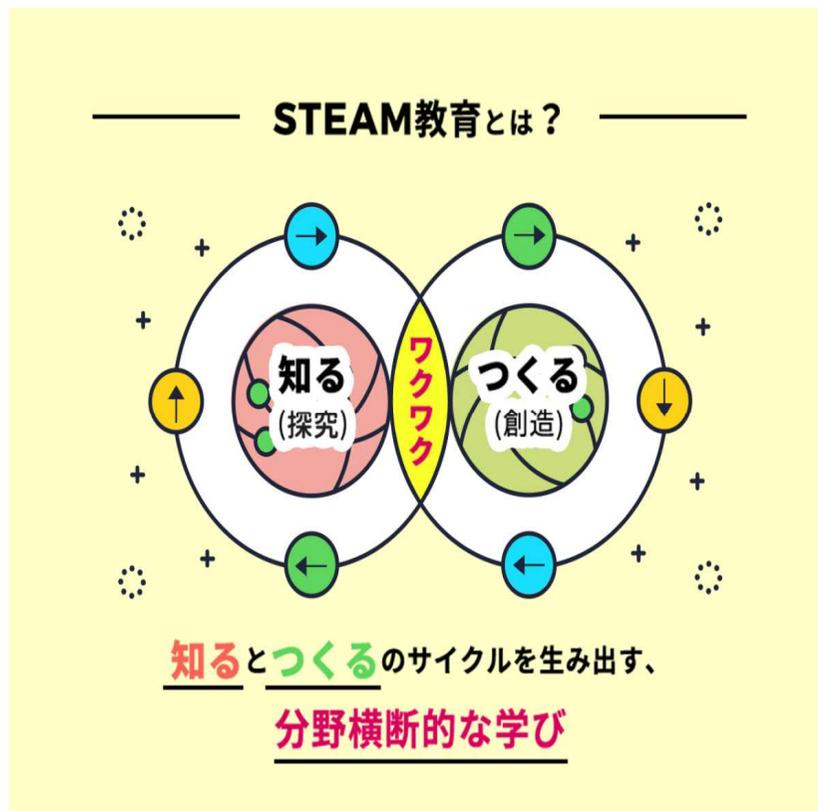


- 重要なことは何か？
- 育まなくてならないことは何か？
- カリキュラムに意味のある形で、子どもの探求に盛り込む
- 保育者が個人と専門家として、一緒に学ぶ機会になる



STEAM 教育 の基盤!(世界の兆候)

科学・技術・工学・芸術・数学の5つの英単語の頭文字を組み合わせた造語。科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、アート(Art)、数学(Mathematics)の5つの領域を対象とした理数教育に創造性教育を加えた教育理念。知る(探究)とつくる(創造)のサイクルを生み出す、分野横断的な学びです。体験の中でさまざまな課題を見つけ、クリエイティブな発想で問題解決を創造、実現していくための手段を身につけます。社会とテクノロジーの関係がますます密接になっていくこれからのAI時代、この5つの領域の理解と学びを具体化する能力がますます必要となってきます。



1. 少子化対策【子ども・子育て支援新制度】— 昨年の事

◇ 子ども・子育て支援新制度施行後

5年の見直しに係る対応方針について

(令和元年12月10日 子ども・子育て会議)(抄)

○ 地域の実情に応じた保育の実施

(9) 都市部とは違った形での人材確保対策など、人口減少地域における保育の継続のための支援策/地域ごとに異なる具体的状況に応じた保育の在り方については、少子高齢化の急速な進行も踏まえ、離島・へき地を含めた人口減少地域等における保育に関するニーズの見通しや取組事例を把握するための実態調査の実施など、その実態の把握や対応策として何が考えられるかの検討に着手すべきである。また、保育所等の空きスペースを活用した児童発達支援の実施の方策なども検討すべきである。

- ◆ 坂崎チェック 平成27年度から5年間会議をした結果/調査等をすると明言
 - ➡ 令和6年度までの論議(子ども子育て会議など)
 - ➡ 令和7年度から事業化と考えるべきである。

1. 少子化対策【自民党調査会 が(・・?) 昨年度の事

◇少子化社会対策大綱（令和2年5月29日閣議決定）(抄)

衛藤少子化担当大臣時

I-1(3)男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備
人口減少地域等における保育の在り方についての検討を進める。



危機的な少子化の打開に向けて～希望出生率1.8への道筋
次頁（令和2年12月12日）



出生数86万人shock+コロナ禍による出生数減少

=令和3年75万人程度(この数字は2030年以降と考えられていた)

=令和3年70万人程度

◆坂崎チェック 令和4年度は70万人台(・・?)とも言われている。

当分の間、この数字は変わらない。少子化地域がある程度、運営出来る仕組みの
検討が必要であると考えます。

令和2年12月12日/危機的な少子化の打開に向けて～希望出生率1.8への道筋～

少子化は危機的な水準で悪化 令和元年:86万ショック→令和2年:2%減(84万人台)→令和3年:11%減(仏並みの75万人台)→その後も婚姻件数の減少による少子化

現状 国民的な危機感 社会保障を不安視する理由は少子化が最多。コロナ禍においても**社会保障のうち年金の次に少子化対策の充実を求める声**(医療・雇用より上位)
経済界からも抜本的な少子化を求める声が相次いで表明

少子化の打開へ 少子化は、社会保障の信頼を損ね経済の重しとなっている国民共通の困難。希望出生率1.8の実現に向けて国民に将来への希望を示す。

原因	未婚化・晩婚化	有配偶出生率の低下		
----	---------	-----------	--	--

女性の理想ライフコース:専業主婦(18.2%)、再就職(34.6%)、両立(32.3%)、DINKS(4.1%)・非婚就業(5.8%)

背景	<p>出会い機会の減少 【結婚しない理由】 「適当な相手にめぐり会わない」が男女とも一位</p> <p>結婚資金の不足 【結婚に踏み切れない要因】 男女ともに結婚の障害は「結婚資金」が最多(40%超)</p> <p>若年雇用の不安定さ 【男性有配偶率(30～34歳)】 正規:59.0%↔非正規:22.3%</p>	<p>晩婚化による出産年齢の上昇</p> <p>【平均初婚年齢】 2019年:男性:31.2歳、女性:29.6歳</p> <p>※1980年と比べ、男性が+3.4歳、女性が+4.4歳</p> <p>【理想の子供数を持たない理由(理想1人)】 欲しいけれどもできないから(74.0%)</p>	<p>仕事と子育ての両立の困難さ</p> <p>【仕事と家庭の両立】 ・約5割の女性が出産・育児により退職 うち、30.2%が「仕事と育児の両立の難しさ」など 【育児休暇・休業を取らなかった理由】 ・収入を減らしたくなかった(男性:22.6%、女性16.7%)</p>	<p>核家族化に伴う子育て負担増大</p> <p>【夫の休日の家事・育児時間と第2子以降の出生割合】 家事・育児時間なし:10% ↓ 6時間以上:87.1% ※夫の家事・育児時間は先進国中最低水準 ※少子化対策先進国と比べ、育児を中心に家事・育児時間が長い</p>	<p><第2子以降>子育て・教育費負担(都市:中高、地方:大学) 住宅の物理的制約</p> <p>【理想の子供数を持たない理由】 子育てや教育にお金がかかりすぎる(理想2人:43.8%、理想3人:69.8%) 家が狭いから(理想3人:16.1%)</p>
----	---	--	--	--	---

対策	結婚	妊娠・出産	仕事と子育ての両立	地域による子育て支援	多子世帯への支援
	<ul style="list-style-type: none"> ・出会い機会創出、出会い・恋愛・結婚支援など地域における総合的な結婚支援 ・新婚新生活への経済的支援(30万円→60万円、実施地域の拡大 など) ・若い世代の雇用の安定・経済的基盤の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊治療保険適用拡大、仕事と不妊治療の両立(不育症も同様) ・出産育児一時金など経済的負担の軽減 ・産後ケア事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休業給付の充実(実質手取り10割) ・男性の育児休業取得の促進 ・企業における仕事と子育ての両立支援の推進 ・待機児童解消 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・認定こども園・保育所等での子育て支援(交流・相談・一時預かり・ファミリーサポートの一体的提供) ・三世代近居・隣居 ・男性の家事・育児参画の促進 ・ベビーシッター、家事負担軽減 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・多子世帯への経済的支援(児童手当の多子世帯への加算など) ・多子世帯への教育支援(多子世帯にさらに配慮した高等教育修学支援など) ・住宅支援 等

結婚、妊娠・出産、子育てをしやすい環境整備(子供の命が大事にされ祝福される社会づくり、学校等での乳幼児とのふれあい体験などのライフプランニング支援、プッシュ型の情報提供 など)

段階的な財源確保を通じ、3兆円の充実を目指す。児童手当の特例給付の見直しを行うのであれば、本提言の少子化対策を早急に具体化・実施すべき。抜本的な少子化対策に必要な施策と所要額、財源について議論。党政務調査会に対し、少子化対策に必要な財源の確保に向けた議論を求める。

1.少子化対策【厚労省の会議始まる】昨年の事

◇令和3年.1月19日第1回研究会「人口減少地域等の保育へのニーズや事業継続に向けた取組事例の調査研究」

委員 宮崎啓日本保育協会➡現状の過疎地に対応していない

➡膨大な調査がされたが、保育所問題を考えていない

令和2年度春に全国の自治体に「その他の地域」問題で、全国の自治体の9割は問題が無いと結論付けられ、保育施設側とのずれが大きく出ている。

今回の調査も、多くの自治体は過疎地の保育所問題は無いと回答をしている。

このままだとまずは現実に今ある諸問題には全く対応されない。

さらに中長期は別としても喫緊の問題に対しても本気で意見を言わないと明日は無い。(この2年間で勝負。)

ちなみに日本保育協会では北海道・東北ブロック過疎地の委員会が出来、本格的に施行、本年度は2期目で継続中である。

又、各地で(青森県/秋田県/茨城県/新潟県/岐阜県/大分県/熊本人吉市/沖縄県等)これらの研修会や検討会が始まっている。

◆坂崎チェック 当然ながら少子化は確実に保育の世界を変わるので、

次の時代を考えて動くべきである。

2.【児童手当法改正案等】本年のこと

◇6/24厚労省谷田貝保育課長(坂崎が聞いたところ)

今、国の中で子どもは大きな分岐点である。

この10年間、保育関係の予算は量拡大にてお金をとれてきた。

そして量の拡大は行ってきた。しかし令和7年には入所数ピーク。

小中の今後は保育所等を今後どうするかという話。

子ども庁の問題は幼保一体化にはすぐにつながらない。

しかし保育の中に教育的部分は避けられないし、

貧困や虐待などの課題も同様。

これまでの量だけで対応してきた保育は難問題が沢山出てくるのではないかということ。女性の就業率はこの10年間で10%増加、毎年10万 件で保育所等も増加。

◆坂崎チェック 定数等の改善や新たな仕組みの導入が必要である。

2.【児童手当法改正案等】本年のこと

◇令和3年1/20子ども・子育て支援法及び児童手当法改正案の概要

令和3年度から6年度末までの新子育て安心プラン 1440億円、

(今は過疎地には直接関係ない)

目標:4年間で主に待機児童解消目的に約14万人

※14万人は市町村事業の積上+女性就業率82%

公費から運営費の追加所要額約440億円、事業主拠出金約1000億円

(このために使える割合を1/6から1/5に変更するために法律を変えた)

ちなみに令和3年分529億円(公費223億円+事業主306億円)

➡公費440億円は保育所等3歳以上と幼稚園の一時預かりに使用、これに対し

て児童手当の特例給付の見直しによる財源を充てる

➡事業主拠出金約1000億円は保育所等0-2歳児(待機児童)に対して経済界

に協力を求めた

◆坂崎チェック この消えていくかも知れないお金をなんとか残せないかと考えている。

1年間360億円だが、本年3年度529億円使って、財務省としてはそのうちに無いこ

とにしようと考えている節がある。14万人に使い切ったら、その額(それだけでは賄え

ないが)1000億円以上をなんとか少子化や過疎地に使うべき要望すべきである。

➡誰が➡私たちが➡制度変更も含めて。

3.コロナによってわかった保育所等の現在(口頭)

2021.10/1日本 約170万人 死者1万7千人

1. 保育所 社会インフラと積み上げ方式 介護等の包括方式との関係
保育士 大変なご労苦/R2年度 50万円×3
2. ワクチン接種関係 自治体や保健所との関係
3. 人事院勧告対応 ▲令和2年+3年 0.0.5+0.15カ月
4. R2年度春/土曜日問題・スタートカリキュラム
5. R3年春/退職共済・処遇改善とキャリアアップ研修
6. 保育三団体とこども保育政治連盟の動き/要望書は最終頁へ

4.【こども庁問題】現在進行形

こども庁問題

Children first子ども行政のあり方勉強会提言書/令和3年4月1日総理へ提出



「こどもまんなか」改革の実現に向けた緊急決議/同6月3日自由民主党「こども・若者」輝く未来創造本部
前文

本部では、「こどもまんなか」という考え方の下、行政や事業者の立場からではなく、こどもの視点、こどもの目線で、こどもたちが生まれる前の段階から、産まれ、育ち、学ぶ、それぞれの段階ごとに光を当て、こども政策を作り直すために議論を進めてきた。

1996年の省庁再編時には、「国家の4つの機能」、国家の5つ目の機能として「社会の存続支援機能」を加えるべきであると考えている。

具体的には、こどもをまんなかにおき、こどもの権利を尊重し、こどもの命や安全を守る政策を強化する。さらに、家庭、地域、保育所、幼稚園、学校、自治体、さらには親や養育者の就労環境や社会におけるジェンダーギャップ解消への取組みも含め、こどもを取り巻くあらゆる環境も視野にいれる。

こうしたこどもの成育、成長過程の全体について、国としての責任の所在を明らかにし、予算や人材といった資源を思い切って投入する。

そして行政・政治・社会全体に「こどもまんなか」という考え方を浸透させることにより、全てのこどもがすくすく健やかに育ち(愛育)、のびのび学び活動(育成)し、たくましく生きていく力を身につける(成育)ことができる社会を目指す

政府に対しては、「こどもまんなか」の実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織としてこども庁(仮称)を創設することを含め、下記について「骨太方針2021」に盛り込み、速やかに実現することを求める。

4.【こども庁問題援】現在進行形

こども庁問題 2は重要

1. こども政策に関するデータ収集分析能力を向上させ、EIPP を確立すること
2. こどもや子育て世代が抱える様々な課題1に早急に対応すること

女性の健康、結婚、妊娠・出産、産後ケア、そしてこどもの成育過程までを含むすべての段階において、こども、女性、男性、子育て世帯への包括的な支援を充実させる。不妊治療の保険収載や支援拡充を図る。産後ケア事業の全国展開や普及啓発等を通じ、こどもとその保護者等(里親を含む)との間の愛着の形成を促進する。男女が望むだけのこどもを持ち、女性が安心してこどもを産めるよう、家事育児の分担や仕事と家庭との両立など、あらゆる障害を取り除くための政策を強化する。母親に限らず、父親を含め身近な養育者への支援も必要であることについて、社会全体で理解を深めていく。

外あそびの環境整備やさまざまな体験活動の推進を通じ、こどもがのびのびと遊び、学ぶことができる環境を充実させる。待機児童問題を解消する。幼稚園、保育所、認定こども園の施設類型や、それらに通っていないこどもも含め、就学時の学力や育ちの格差を生じさせず、全体として底上げする方策を検討する。

こどもの貧困、児童虐待、重大ないじめ、自殺、孤独・孤立などこどもが抱える課題は早急に解決を目指すべきである。さらにこれらの課題が結果的に教育格差につながるとともに、教育格差が新たな問題を生む負のスパイラルの要因ともなる。これを断ち切るためには、全てのこどもに教育および福祉の政策の効果を行き渡らせなければならない。

学校現場において、課題を抱える児童に対する体制の充実を図る。

～放課後児童クラブおよび放課後子供教室の一層の連携と充実等の「小一の壁」対策の推進、こどもの安全を守るためのスクールバスの導入促進、包括的な家族政策の充実、こども食堂・こども宅食への支援の充実やあらゆる場や機会に応じた食育の充実、ヤングケアラーの支援のため相談や支援体制の充実～を図るべきである。

4.【こども庁問題】現在進行形

3. こども政策を実現するために十分な予算を確保すること

こどもに関する困難な課題を解決するための予算を十分に確保する必要がある。こどもへの支出は未来への投資であり、社会を健全に維持するために必要であることを広く国民に理解を求め、安定的な財源を確保しつつ、こども政策への支出を欧州並みに大幅に拡充すべきである。

また、住んでいる地域や自治体によって、格差が生じたり、取り残されたりすることのないよう、国と地方自治体が一体となって現場の取組みを積極的に支援する方策についても検討すべきである。国、都道府県、市町村の連携、自治体間の連携の強化を図り、こども政策に関するデジタル化を進めることも重要である。なお、安定的な財源のあり方については、かつてわが党で議論された企業も含め社会・経済の参加者全員が連帯し公平な立場で広く拠出する枠組みの検証や、その他の手法も含め、幅広く検討を行うことは重要である。

4. 「こどもまんなか」の実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織として、こども庁(仮称)を創設すること

現在、各府省が個別に実施している政策、予算、法令について、網羅的・一元的に整理・把握する必要がある。医療・保健・療育・福祉・教育・警察・司法等の各分野における子ども政策について、タテ割りを打破し、省庁横断で推進すべきであり、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期および思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長過程を通じ、こどもの視点に立って、困難を抱えるこどもや、家庭をはじめとするその環境への支援が抜け落ちることなく実施され、子どもの権利条約を基盤とし、かつ責任の所在が明らかにされる体制を構築すべきである。「小一の壁」等の年齢による切れ目や、自治体間または地域間の格差等の解消や是正についても取り組みが必要である。

このため、「こどもまんなか」の実現に向けた強力な総合調整機能を有する行政組織として、こども庁(仮称)を創設する(イメージ図参照)。こども庁には、その責任の所在を明確にするための担当大臣を置くことを前提とし、地方自治体の意見にも留意しつつ、政府において実現のための検討体制を早急に設け、ただちに検討を開始すべきである。

◆坂崎チェック➡選挙後、来年度の私たちの中ではもっとも大きな外的要因である。

5.2021骨太方針(成長を生み出す4つの原動力の推進)

菅内閣発足以降、2050年カーボンニュートラルの宣言、デジタル改革の司令塔となるデジタル庁の創設、不妊治療の保険適用を始めとする少子化対策や子育て支援、地方の所得向上を重視した地方活性化など、日本が進めるべき改革の大きな方向性を示してきた。

次なる課題は、こうした改革の方向性に沿って政策を具体化して強力に推進し、ポストコロナの持続的な成長につなげる投資を加速することである。このため、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を実現する投資を重点的に促進し、長年の課題に答えを出し、力強い成長を実現して世界をリードしていく

◆坂崎チェック➡選挙後、本年度の私たちの中ではもっとも大きな要望である。

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現のため、子供の視点に立った政策を推進する。出生数の減少が予測を上回る速度で進行し人口減少に歯止めがかからない一方で、児童生徒の自殺者数が増加し、児童虐待や重大ないじめの問題は深刻化している。こうした危機的状況の下で、「少子化社会対策大綱」等に基づき、不安に寄り添いながら、安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境整備に取り組むなど長年の課題であった少子化対策を前に進め、「希望出生率 1.8」と結婚、妊娠・出産、子育てを大切にするという意識が社会全体で深く共有され地域全体で子育て家庭を支えていく社会の実現を目指す。また、子供の視点で、子供に関する政策を抜本的に見直し、家庭、地域、幼稚園、保育所、学校、地方自治体を始め、親や就労環境など子供を取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、ジェンダーギャップ解消への取組も含め、子供の命や安全を守る施策を強化する。子供の成育、成長過程の全体について、予算、人材等の資源を投入し、待機児童問題を解消するとともに、児童虐待や重大ないじめへの対応を強化し、子供の貧困等の様々な課題の解決を目指す。その際、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、応能負担や歳入改革を通じて十分に安定的な財源を確保しつつ、有効性や優先順位を踏まえ、速やかに必要な支援策を講じていく。安定的な財源の確保にあたっては、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組みについても検討する。

5.2021骨太方針(成長を生み出す4つの原動力の推進)

(1)結婚・出産の希望を叶え子育てしやすい社会の実現

賃上げや正規・非正規の格差是正など少子化の背景として指摘される雇用環境の改善に取り組むとともに、社会全体で男性が育児休業を取得しやすい環境の整備を進める。結婚支援、不妊治療への保険適用、出産費用の実態を踏まえた出産育児一時金の増額に向けた検討、産後ケア事業の推進、「新子育て安心プラン」及び「新・放課後子ども総合プラン」の着実な実施、病児保育サービスの推進、地域での子育て相互援助の推進、子育てサービスの多様化の推進・情報の一元的提供、虐待や貧困など様々な課題に対応する包括的な子育て家庭支援体制、ひとり親世帯など困難を抱えた世帯に対する支援、育児休業の取得の促進を含めた改正育児介護休業法の円滑な施行、**児童手当法等改正法附則に基づく児童手当の在り方の検討などに取り組む。子ども・子育て支援の更なる「質の向上」を図るため、消費税分以外も含め、適切に財源を確保していく。今般の感染症下における対応を踏まえ、これまでの各種施策を総点検した上で、KPIを定めつつ包括的な政策パッケージを年内に策定し推進する。**

(2)未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策子供の貧困、児童虐待、障害、重大ないじめなど子供に関する様々な課題に総合的に対応するため、年齢による切れ目や省庁間の縦割りを排し、妊娠前から、妊娠・出産・新生児期・乳幼児期・学童期・思春期を通じ、子供の権利を保障し、子供の視点に立って、各ライフステージに応じて切れ目ない対応を図るとともに、就学時等に格差を生じさせない等の教育と福祉の連携、子供の安全・安心の確保、関係部局横断的かつ現場に至るまでのデータ・統計の充実・活用等を行い、困難を抱える子供への支援等が抜け落ちることのないような体制を構築することとし、こうした機能を有する行政組織を創設するため、早急に検討に着手する。児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。

児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。子供の貧困の解消を目指し、子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。また、学校給食などあらゆる場や機会に応じた食育の充実を図る。子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(再掲)

—主な論点(案)—

1. 幼児期の学びの特性
 - ・五感を通じた体験の重要性
 - ・「遊び」を通じ総合的に学ぶことの重要性
2. 幼児教育の質を支える要素
 - ・幼児の体験の幅を広げ、質を深めるための関わりや環境設定
 - ・発達段階に応じた関わりや環境の変化の工夫
 - ・地域における幼児教育推進体制の充実
 - ・家庭との連携 など
3. 幼児教育と小学校教育の接続期における教育の質の現状と課題
 - ・接続期の教育の意義や重要性の共有
 - ・要領や指針の理念の普及
 - ・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実践への活用
 - ・多様な施設における5歳児への関わりと、小学校における6歳児への関わりをつなぐ工夫(幼保小が連携した学びや生活の基盤づくりなど)
4. 一人一人の成長を支えるために配慮すべき事項
 - ・配慮が必要な幼児を早期の支援につなぐための方策
 - ・乳幼児期も含めた家庭教育を支援する方策
 - ・データの蓄積・活用による支援策の改

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(再掲)

3. 目指す方向性

(1)「社会に開かれた幼児教育カリキュラム」の実現に向けた、幼児教育の質に関する認識の共有

- 見えにくい幼児教育の意義や価値を共有するため、各分野の知見の集大成である幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、保育所保育指針を手掛かりに、幅広い関係者と各地域の幼児教育の質の向上について認識が共有できるよう、あらゆる機会を活用。
- 「社会に開かれた教育課程」として、小学校以降のカリキュラムと連携・接続することで、幼児教育カリキュラム自体が社会とつながり開かれたものとする必要性について、認識を共有。
- 小学校等の教員研修等において幼児教育を取り上げてもらうなど、学校種を越えて幼児教育の質に関する認識を広めていくための工夫を共有。
- 各園や各自治体等の創意工夫を生かしたカリキュラムや活動の在り方等としてのプログラムが求められる。共通事項等を本委員会で整理して示した上で、具体的な開発は、モデル事業等を通じて各地域主体で行い、その成果を分析し更なる改善に生かす形が望ましい。
- 学校種や設置主体の違いを超えて、発達の段階に応じた特性の理解を深めつつ、幼児の学びや生活について共に考える機会を確保。
- 幼児教育を実践する先生方自身が、主体的に考え改善していくことを促すプログラムが望ましい。
- 幼児に対する一律のプログラムということではなく、教育の質の向上を通じて幼児の力を育むためのプログラムを検討することが重要。

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会(再掲)

(2)「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの開発・実践

- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践を進める必要がある。
- 「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践に当たっては、幼児教育の工夫・改善と、幼児期の教育の成果を生かした小学校の教育活動の工夫・改善を一体的に検討し、接続期における教育の強化を進めることが重要。
- 各園や各自治体等の創意工夫を生かしたカリキュラムや活動の在り方等としてのプログラムが求められる。共通事項等を本委員会で整理して示した上で、具体的な開発は、モデル事業等を通じて各地域主体で行い、その成果を分析し更なる改善に生かす形が望ましい。
- 学校種や設置主体の違いを超えて、発達段階に応じた特性の理解を深めつつ、幼児の学びや生活について共に考える機会を確保。
- 幼児教育を実践する先生方自身が、主体的に考え改善していくことを促すプログラムが望ましい。
- 幼児に対する一律のプログラムということではなく、教育の質の向上を通じて幼児の力を育むためのプログラムを検討することが重要。

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(3)全ての幼児のウェルビーイングを高めるカリキュラムの実現

- ①日常保育における質の高い幼児教育プログラム、②クラスの実態によるカリキュラムの調整、③生活と遊びの中に埋め込まれた学びといった基礎となる環境の整備の充実による質の向上と、④個に応じた支援という合理的な配慮や援助を総合的にマネジメントしていくことができるよう、先進的な事例の形成・普及などを支援することが望ましい。
- 幼児教育におけるカリキュラム・マネジメントの充実を図り、全ての幼児のウェルビーイング（一人一人の多様な幸せ）を高める観点から、教育活動の改善・充実が図られるようにすることが重要。

(4)幼児教育推進体制等の全国展開による、幼児教育の質の保障と専門性の向上

- 幼児教育に関する専門性の向上を、地域全体で図ることのできる仕組みづくり。
組織的・計画的な園内研修、施設類型を超えた研修や小学校との合同研修の実施。
(例:互いの取組や幼児の姿を見合って協議)
- 幼児教育推進体制等の全国展開を推進するとともに、ステップに応じた質の深まりを目指す。
(幼児教育アドバイザーの配置や研修・情報共有、幼児教育センターの設置、小学校指導担当課との連携体制確保等により、地域の課題に的確に対応する自治体の幼児教育推進体制の活用支援を強化)
- 国や大学のセンターの専門性や、地域の幼児教育センターを活用し、多様性と自律性を尊重しながら、各園や自治体等による格差の是正を図り、幼児教育の質を保障していくための仕組みを構築。
- 質の高い幼児教育の実践の根幹となる人材の養成・採用・定着やキャリアアップに必要な取組を総合的・効果的に実施。その際、現在行われている研修について、キャリアアップの観点から体系化された取組が必要。また、デジタル技術の積極的な活用や ICT 環境の整備とともに、「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師の学びの姿の実現に向けた方策との関係にも留意する。

6.中央教育審議会 初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会

(5)地域における幼児教育施設の役割の認識と関係機関との連携・協働等

- 各園だけでは対応できない課題については、支援ネットワークや協力リソースのありかを把握し、教育・福祉等の関係機関と連携・協働していくことが重要。地域において、各園に期待されている役割を明確にし、支援ネットワークの中で認識が共有されていることが重要。
- データの蓄積・活用による支援策の改善。

4. 今後の進め方のイメージ(案)

- ・ 本「論点整理のたたき台(案)」も踏まえ、目指す方向性を中心として、本委員会において更に議論。
- ・ 特に、「幼保小の架け橋プログラム」(30人程度)の共通事項等の整理及び幼児教育の質の保障の仕組みについては、委員長が指名する委員によるチーム(10人程度)を編成し集中的に検討した上で、本委員会で議論

再掲2)「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」と各園や地域の創意工夫を生かした幼保小の架け橋プログラムの開発・実践

○「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を手掛かりに、一人一人の多様性に配慮した上で全ての幼児に学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践を進める必要がある。○「幼保小の架け橋プログラム」の開発・実践に当たっては、幼児教育の工夫・改善と、幼児期の教育の成果を生かした小学校の教育活動の工夫・改善を一体的に検討し、接続期における教育の強化を進めることが重要。

◆坂崎チェック➡いろいろなことが考えられる。アプローチカリキュラムへの確定化(…?)
次回要領等への布石(…? 5歳児の義務化(…?)
こども庁を文科省中心とした枠ぐむ(…?)など
こども庁論議時に出たので、なかなか注視すべき内容となっている。

6.保育編 文科省 来年度概算要求から考える 一部のみ

幼児教育スタートプランの実現

学びや生活の基盤を支える幼児期からの教育の充実を図り、施設類型や地域、家庭の環境を問わず、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する「幼児教育スタートプラン」の具体化を強力に押し進める。

1「幼保小の架け橋プログラム」の開発・推進 5.5億円(2.1億円)

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」について、モデル地域における検証等を通じた開発・改善を行う。また、幼児教育人材の確保・資質能力の向上やデータの蓄積・活用を行い、幼保小の架け橋プログラムの推進の基盤を整備する。

- 幼保小の架け橋プログラム事業 2.0億円(新規) **保育所も対象**
- 幼児教育施設の機能を生かした幼児の学び強化事業 0.6億円(0.6億円)
- 幼児教育の理解・発展推進事業 0.3億円(0.2億円) **保育所も対象**
- 幼児教育における人材確保・キャリアアップ支援事業 1.7億円(1.2億円)
- 幼児教育のデータの蓄積・活用に向けた調査研究 0.8億円(新規) **保育所も対象等**

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

令和3年度予算額(案) 2.1億円
 (前年度予算額) 1.9億円



文部科学省

背景

- 複数の施設類型が存在し、私立が多い幼児教育の現場において、**公私・施設類型問わず保育者の専門性の向上等の取組を一体的に推進するためには、幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制の充実が必要。**
- 特に、**新型コロナウイルス感染症で顕在化した課題に対して、保健、福祉等の専門職から適時適切なアドバイスを求める声があるものの、各園単独での個別の専門職との連携は負担が大きく非効率。**

事業内容

保健、福祉等の専門職との連携をはじめ、多様な課題に対応する幼児教育推進体制の構築、活用強化を支援

- 体制の充実**
 - ・幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成
 - ・**新型コロナウイルス感染症で顕在化した課題への対応のため、保健、福祉等の専門職との効果的な連携 <新規>**
- 人材育成方針**
 - ・幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用
- 体制の活用**
 - ・研修・巡回訪問の充実 (**保健、福祉等の専門職を含む <新規>**)、幼小接続の推進、公開保育等の実施支援
- 域内全体への波及**
 - ・都道府県・市町村の連携を含めた関係者間の情報共有等、域内全体における幼児教育の質向上を図るための仕組み作り

〇〇県(市)幼児教育センター



幼児教育アドバイザーの
配置・育成



保健、福祉等の
専門職との連携

[以下要件]

- ・幼児教育センターの設置
- ・担当部局一元化
- ・小学校指導担当課との連携体制確保

補助対象	都道府県、市町村
単価・個所数・補助率	850万円程度(1/2)×50団体

補助対象経費	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児教育アドバイザー配置に必要な経費(人件費等) ・専門職との連携に必要な経費(謝金等) <新規> ・研修・巡回訪問等に必要な経費(謝金、旅費等)
--------	--

7. 社会福祉法人連携推進法人

H28年 社会福祉法人改革 評議員制度導入 合併問題持ち越し
○社会福祉法人の合併認可件数は、年間10～20件程度で推移している。

R02年 地域共生社会の一つとして
社会福祉法人連携推進法人法律化
(前提は合併・統廃合・社会福祉協議会への譲渡等)

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設/施行期日令和3年4月1日(ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日)

R03年 次頁からの図を政令・省令・通達等

R04年 5月位から社会福祉法人連携推進法人
医療法人では形式上成功している。

一応は自治体の社協との連携、地域内の連携、多職種との連携などが名目上だが、全ての地域を対象にしている事、又社福以外との連携が可能、資金の融通も可能。

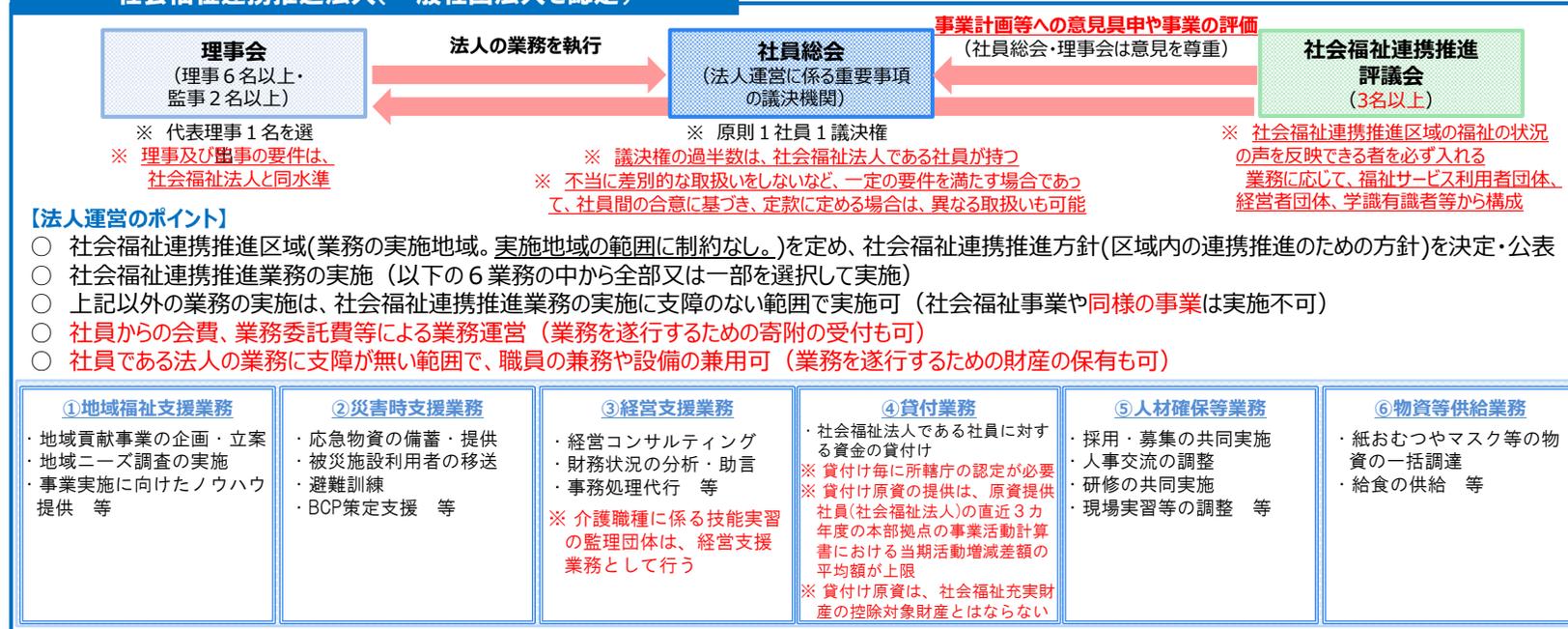
◆坂崎チェック➡今後の法人経営としては大きな曲がり角である。
たくさんの考えをめぐらす時期に今来ている。
それはいろんな施策と組み方など多岐に渡る方法があるからだ。

社会福祉連携推進法人について

※赤字が検討会で決まった事項

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
 - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒社会福祉連携推進法人の設立により、**同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能**となる。

社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



所轄庁(都道府県知事・市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすづか)

認定・指導監督

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

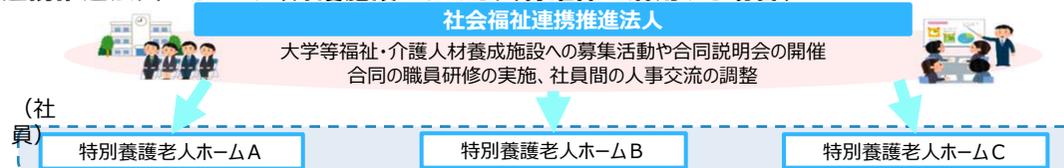
社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)



⇒学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待

社会福祉連携推進法人とこれまでの連携方策との比較



		特徴	主な項目の比較			
			参加可能な法人形態	参加、脱退の難易	地域	資金
緩やかな連携	自主的な連携、業務連携	<ul style="list-style-type: none"> ○ 合意形成が比較的容易 ○ 資金面、人事面も含めた一体的な連携は稀。 	限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	限定なし	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
	社会福祉協議会を通じた連携		限定なし	参加、脱退は法人の自主的判断	社協の圏域に限定(都道府県、市町村)	対価性がある費用以外は法人外流出として禁止
社会福祉連携推進法人		<ul style="list-style-type: none"> ➢ 法人の自主性を確保しつつ、法的ルールに則った一段深い連携、協働化が可能 ➢ 連携法人と社員との資金融通を限定的に認める ➢ 社会福祉事業を行うことは不可 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社会福祉法人その他社会福祉事業を経営する者 ➢ 社会福祉法人の経営基盤を強化するために必要な者 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 参加、脱退は原則法人の自主性を尊重(連携法人から貸付を受けた法人については、社員総会における全員一致の決議を必要とすることなどを定款に定めることが望ましい) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 限定なし(活動区域は指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ➢ 社員である社会福祉法人から連携法人への貸付を本部経費の範囲内で認める
(法人レベル)合併 (施設レベル)事業譲渡		<ul style="list-style-type: none"> ○ 経営面、資金面も一体になることで、人事制度も含めて一体経営が可能 ○ 経営権、人事制度の変更につながるため合意形成に時間を要する。(合併は年間10件程度) 	(合併) ・社会福祉法人(事業譲渡) ・限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・参加は法人の自主的判断だが脱退は困難 	限定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・同一法人であれば資金の融通は可能 ・事業譲渡の資金の融通は事例による

社会福祉連携推進法人における法人ガバナンスルールの概要

	社員総会 (社員)	代表理事	理事会 (理事)	監事・会計監査人		社会福祉連携推進 評議会
位置付け	法人運営に係る重要事項の 議決機関	法人の代表、業務の執行機 関	業務執行の決定、理事の職 務執行の監督機関	理事の職務執行の監査機関		社会福祉連携推進業務の 実施状況等に関する意見具 申・評価機関
構成員の 資格	社員（法人）	理事	社会福祉連携推進業務につ いて識見を有する者 等	財務管理について識見を有 する者 等	・公認会計士 ・監査法人	・社会福祉連携推進区域の 福祉の状況の声を反映でき る者を必ず入れる ・業務に応じて、福祉サービ ス利用者団体、経営者団体、 学識有識者等から構成
任期		2年	2年	2年	1年 (社員総会で別段の決議が ない場合自動再任)	4年
構成員の 員数	2以上	1名	6名以上	2名以上	1名以上	定款で定める員数 (3名以上)
理事との 兼務				不可 (一社法第65条第2項)	不可 (会計士法第24条第1項)	不可
親族等特殊 関係者の 制限等			・各理事の親族等の特殊関 係者が3人以内であること ・上記の合計数が理事総数 の1/3を超えていないこと ・同一法人からの理事が理事 の総数の1/3（社員数 が2の場合は1/2）を 超えないこと	各役員の子親族等特別関係 者が含まれていないこと	・理事・監事から公認会計 士等の業務以外の業務に より継続的な報酬を受けて いる者又はその配偶者等で ないこと ・監査法人でその社員の半 数以上が上記に該当してい ないこと	
構成員の 選任方法		理事の互選又は社員総会の 決議	社員総会	社員総会	社員総会	理事会で人選し、社員総会 で承認
議決（意見 聴取）事項	・社員の除名 ・理事、監事、会計監査人の 選任、解任 ・利益相反取引 ・役員報酬基準の承認 ・定款変更 ・計算書類の承認 等		・社員総会の日時、場所、議 題、議案 ・代表理事の選定・解職 ・重要な財産の処分、譲受け ・計算書類の承認 等			・事業計画 ・社会福祉連携推進評議会 の構成員の定数変更 等
その他	・社員の過半数は社会福祉法 人 ・議決権の過半数は社会福祉 法人	理事会又は社員総会の決議 で解任可 (一社法第70条第1項、 第90条第3項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	社員総会の決議で解任可 (一社法第70条第1項)	会計監査人については、収益 30億円又は負債60億円超 の場合に必置	意見具申の内容及び理事会 が諮問を行った場合、議事を 社員総会に報告

8.地域における保育所、保育士等の 在り方に関する検討会

令和3年5月26日より 坂崎委員

「地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会」

開催趣旨について

■検討会の目的

- ①中長期的な視座の下、予測される人口動態や社会情勢も踏まえながら、今後、地域の中で保育提供をどのように行っていくべきであるか
- ②保育所利用者以外の地域住民への相談支援等が努力義務となっている保育所が今後地域で果たす役割はどのようなものであるべきか
- ③生産年齢人口が減少する局面で、労働供給も多様化される中で、保育士が専門性を活かし、質の高い保育や子育て支援を提供するためにどのようなことが考えられるか
- ④中長期的に保育所・保育士がその専門性を活かして地域の中で果たすことができる役割はどのようなものが考えられるかなどについて、議論を行い、今後の保育・保育士に関する制度を必要に応じて見直すことも検討する。

8.地域における保育所、保育士等の 在り方に関する検討会

(第1回)令和3年5月26日(水)10:00 ~ 12:00

発表内容/これらの内容は検討ともに要望である

はじめに 前提条件の3点を

2つの事例も踏まえて、人口減少地域、孤立、多様なニーズ等を検討するにあたり前提条件として次の3点を要望したい。

1.現在の課題に対しても検討願いたい。

1点目は中長期の課題ばかりで無く、差し迫った現在の課題をどうするかについて検討が必要と考える。中長期との論点と分けて検討すべきである。

2.市町村及び都道府県に対して保育計画等の実施責任を持たせるべきである。

2点目は保育の実施主体である市町村と広域調整を行う都道府県に今後の保育計画等の実施責任を持たせる必要がある。令和7年には待機児童が相当解消されることを考えると、その後の人口減少に伴う地域の保育計画とその実施は一刻も早く考えるべきであり、その為の計画作成は必須と思う。

3.就労を中心とした保育の必要性に着目するのは、限界が来ている。子育て世帯の孤立化や子どもの発達障がいから救う手立てとしてモデル事業を早期に立ち上げ、進めるべきである。

8.地域における保育所、保育士等の 在り方に関する検討会

現状を踏まえた保育に関する中長期的課題についての4つの視点から各々3項目を考察

視点1 「人口減少地域等において、保育所の利用児童数が減少
する中で、既存の施設規模の縮小などの検討が求められること」

1-(1)人口減少地域等の自治体保育計画の再編成を早急に望む。

1-(2)人口減少地域等の施設形態と施設数を整理する。

1-(3)人口減少地域等の連携推進法人や合併譲渡等の情報等の機会を作る。

まとめ 合併・統廃合を念頭にして

人口減少地域等の保育施設減少については、その可能性が高い都道府県及び市町村には今後の保育計画を策定させるとともに、時間をかけてそれらの対応について協議する場を設けるべきである。

尚、一般財源化などで公立から民設民営の民間施設に移譲してきたが、今後は社会福祉協議会への移譲や自治体に返還して公立に戻す仕組みも必要であると考える。

視点2 「地域で孤立する子育て世帯が見られる中で、保育所や保育士の専門性を活かした支援が考えられること」

2-(1)人口減少地域では早急に保育制度見直して、就労に関係なく保育サービスの利用を可能にして孤立化を徹底的に救うべきである。

2-(2)子育て支援センター及び認定こども園の機能を再活用する。

2-(3)オンライン子育て支援を普及させる。

まとめ

人口減少地域においてこそ、「保育所等における保育」を活用することによって孤立感削減等に十分に対応すると思われる。キャリアを重ねた保育士等が地域で孤立する子育て世帯に対して行う支援は、これからの有効策であることは間違いなく、オンライン等の活用も今後の一考である。

(地域で孤立する子育て世帯に対して保育士だけで対応できるとは確かに言い難い。現在の短期大学制度中心の中で社会福祉技術援助論のみの対応では大変脆弱である。結果的には親支援、地域支援をキャリアアップとして積み重ねていく必要がある。)

8.地域における保育所、保育士等の 在り方に関する検討会

視点3「多様なニーズを抱えた子ども・家庭への支援の重要性が高まりその強化が求められること」

3-(1)保育施設の空き部屋等を活用した就学前の児童発達支援事業等の
開設など、ワンストップで行う仕組みは早急に求められる。

3-(2)多様なニーズを抱えた子ども・家庭を孤立させない支援の導入を望む。

3-(3) (1)及び(2)に関わる市町村の連携及び都道府県の支援は必須である。

まとめ

いわゆる気になる子が保育施設で増加している。子どもの早い時期からの療育や集団だけでない個人
援助は大きな課題であるとともに早急な課題である。地域によってはセンター的なものから、保育所
等併設なども含め整備の必要性は高いと思われる。

視点4「今後、生産年齢人口が減少していく中で、保育ニーズに応え
利用者に安心を与える保育士の確保が求められること」

4-(1)保育士の仕事内容の明確化を図る。

4-(2)保育士の賃金体系やキャリアアップ研修などの見える化にて、将来の見通しが持てる仕組みを今
後明確化する。

4-(3)保育士等は保育教諭に格上げしていく。又就労後にキャリアアップしてく仕組みを考える。

まとめ

現在、実際の保育士不足は医療の世界では当然のように行われているように、保育士の囲い込みにつ
いて、市町村と一緒に進める考えも必要であろう。市町村と保育士養成施設との協定などの仕組みな
ど、このような新しい取り組みも求めたい。それらに対する補助金等も考えるべきであろう。一方、
こちらが重要で、今後は保育士の仕事の内容の精査、徹底したICT化などによる働き方の等の精査(他
の職種の配置含む)、保育教諭の創設、最低基準から積算した公定価格の底上げ、保育士養成の在り方
など多くの課題を一刻も早く検討していただきたい。

8.地域における保育所、保育士等の 在り方に関する検討会

(第2回)令和3年6月28日(月)10:00 ~ 12:00

人口減少地域における保育所等の今後の事例 当法人の2事例

(第3回)令和3年9月22日(水)15:00 ~ 17:00

議題(1)多様なニーズを抱えた保護者・子どもへの支援について

◇一時預かりについて、必要とする人がより利用できるようにするための方策についてどのように考えるか

坂崎案 1点新たな施策を要望します。

◆前提条件を元に、(少子化地域や定員割れ等の施設など)

保育を必要としない満3歳未満の子どもと家庭を対象として、週2-3回程度の午前中(昼食を含む)の園利用を一時預かりの事業者の対応とする。

・効果/保護者のレスパイトリフレッシュと共に、育児支援とともに結果的に虐待や貧困予防にもなるのではないかと。又、このことは、子どもにとっても、基本的な生活習慣の育成を図るとともに、定員割れや少子化地域の園の一助にもなるのではないかと。
※現存の(2)余裕活用型(平成26年度創設)保育所等において、利用児童数が定員に達していない場合に、定員まで一時預かり事業として受け入れる事業と(4)幼稚園型Ⅱ(平成30年度創設)幼稚園において、保育を必要とする0~2歳児の受け皿として、定期的な預かりを行う事業。の変形として新たな活用型を創設したらどうでしょうか。

全ての子どもに対応する仕組みの必要性から、今後を考える問題である。又、前段に、「虐待や貧困予防にもなる」とのくだりがありますが、乳児院、児童養護施設では虐待の一時保護委託ではなく、ショートステイ(一時預かり)の利用により、保護者の敷居を低くして効果をあげています。

◇医療的ケア児、障害児、外国籍の子どもや、家庭環境に特別な配慮が必要な家庭の子どもなど、保育の現場で多様化するニーズについて、待機児童解消の観点も踏まえ、その受け入れや必要な支援を進めるための方策についてどのように考えるか。

坂崎案 3点を要望します

◆自治体により障害児の対応が様々であり、障害児を受け入れられる施設があれば、受け入れられる仕組みにすべきであり、自治体の支援額の増大は更に図るべきである。

◆児童発達支援事業等との連携がもっと図れるようにすべきである。保育施設と事業の連携接続強化が今後の障害の大きな課題である。

◆家庭環境を考えた時に、こども食堂を併設の必要性は高い。他の子どもや保護者、地域とを繋げているので、これは是非進めるべき事業である。これらの事業を行う施設には是非とも補助を図りたい。

9 現状と未来/坂崎論

- ◆ **近未来 I 現状をどう打破する**
今、大切にすること（新たな提案も含めて）

妊娠期から0歳児 半数の1.2歳児の家庭を全面的に支援していく事

保育所は社会福祉法人改革による地域貢献(社会貢献)を視野に入れる
子育て拠点事業・認定こども園によって15000か所の支援がある。

大きな武器としてのオンラインの支援を考えていく➡withコロナ+after

社会インフラとして女性・家庭を支える

※妊娠期からの支援(自然の成り立ちと科学的な物事の見方)

・子どもとの愛着関係の確立 ・科学的情報提供

※保育所等への施設に入るまでの期間の支援

・家庭への情報提供→発達の仕組みを理解する

・家庭への情報提供→虐待予防・障がいや気になる子の発見

・保護者への支援→気持ちの支え

・支援センター等の役割→他の子どもを見る意義・発達や教育の保障

・入園案内→他人との愛着関係の入り口の説明

9 現状と未来/坂崎論

- ◆ 近未来Ⅱ 将来全入時代は来るか(…?)
新たな提案も含めて ➡ 皆さん 坂崎に提案ください

定数削減等の現行の制度を改善しましょう

0号認定(4号認定)

就労によらない 園への入園の仕組みを一刻も早く体制づくりをする。
人口減少地域による対応を早く進める
現在の公定価格+1週間の内の何日か園児(保護者)が通うシステム
これらを拡大していく
大都会の園児を救う仕組みは
➡ネウボラ等、現行の子育て拠点を再リニューアルする必要あり

5歳児の義務化は進むのか(…?)

コロナ禍における保育の意味とは何か(…?)

☆時代の変遷と現在を俯瞰してみる➡次代と未来を想像し創造する

9 現状と未来/坂崎論

◆ 近未来Ⅲ 将来全入時代は来るか(…?)

新たな提案も含めて ➡ 皆さん 坂崎に提案ください

貴地域の出生数が現在の半分になることを予測した時、保育施設経営のためには、どのような制度、仕組みの変更が必要だと考えますか？

- 1 現行制度を改善して欲しいこと
- 2 新たな仕組みとして必要なこと

具体的には

定員については？ ➡ 例)職員定数など

運営費については？ ➡ 例)職員配置(ノンコンタクトタイム)、給与

保育施設の役割については？ ➡ 例)社会資源としての施設、子育て支援、虐待、貧困、5歳児の義務化、全入時代など

保育士等の働き方、処遇の改善を徹底して行う。それらも含め、
コロナ禍の状況を鑑み、現行の公定価格改善をする。

財源 ➡ 例)消費税

その他 ➡ 例)法人連携、人口減少、超過疎地域など

◆ 制度編まとめ AFTER・コロナ時代と

「超スマート保育」への転換 (坂崎)

私たち保育者が次代と時代を作るという意気込み

- 1) 2030年のまで姿が早く進むのではないか
アフターコロナで戻るものと進むものが融合
1945年後の「知識基盤社会」から「スマート社会」へ
それに対応したスマート保育への展望
- 2) 2040年を展望した社会保障・働き方改革(厚労省)
保育を除いた厚労省の示唆➡(保育所に関係しているのは
連携推進法人のみである)➡「こども庁」らの論議を注視
- 3) 今と次の世代の人たちの声に耳を傾ける➡「新たな仕組み」
- 4) 保育界2030年の姿を模索し創造して
保育内容や制度の変革を進める

→ご清聴ありがとうございました。誤字脱字申し訳ございません
次頁からは保育内容編(参照資料です)

保育編 「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」 平成30年度改正の1点目

近年、幼児教育の重要性は日本ではもちろんのこと、世界中の実践や理論や研究により支えられていると言っても過言ではありません。改正の背景には平成26年3月告示化の幼保連携型認定こども園教育・保育要領により、幼稚園教育要領と保育所保育指針の整合性が図られていたという経緯があります。

30年度の改正の大きな観点を3点紹介したいと思います。

1点目は幼児教育の改善・充実を図る中で、**小学校教育との接続を一層強化**していくことが重要であり、幼児期の教育については、幼稚園のみならず、保育所、認定こども園で担われていることを踏まえ、これらの全ての施設における全体としての教育の質を確保することが求められると考えが中央教育審議会の論議にされました。つまり「社会に開かれた教育課程」という考え方が土台にあり、幼保全てにおける幼児期の教育を小学校以降に繋げるという方向に向かっています。幼児教育を国の重要な学校教育として位置づけました。その際、**内容としてはねらいである「資質と能力」を幼児から高校(大学)まで、一貫性**を図りました。又具体的には、子供の発達や学びの連続性を踏まえ、また、幼児期において探究心や思考力、表現力等に加えて、感情や行動のコントロール、粘り強さ等のいわゆる**非認知的能力を育む**ことがその後の学びと関わる重要な点であると指摘されていることを踏まえ、小学校の各教科等における教育の単純な前倒しにならないよう留意しつつ、「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」の明確化を図ることや、**幼児教育にふさわしい評価の在り方**を検討するなど、幼児教育の特性等に配慮しながらその内容の改善・充実が図られました。

保育編 「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」 平成30年度改正の2点目

2点目は3歳未満児とりわけ乳児からの教育の必要性も指摘されるようになりました。近年、国際的にも、自尊心や自己制御、忍耐力といった前述した**社会情動的スキル**や**いわゆる非認知的能力を乳幼児期に身に付ける**ことが大人になってからの生活に大きな差を生じさせるといった研究成果などから、乳幼児期、とりわけ3歳未満児の保育の重要性への認識が高まってきました。つまり人間の一生において、3歳までの生活、育ちの与える影響がとても大きいことが分かってきたこと、乳児期から、子どもは、生活や遊びの様々な場面で主体的に周囲の人や物に興味を持ち、直接関わっていく、このような姿は「学びの芽生え」といえるものであり、生涯の学びの出発点にも結びつくものであるとされています。これが今回の**乳児の3つの視点、1.2歳時の5領域**というこの時期における初めての教育的な詳細への記述につながっています。

3点目は**体験の必要性をも鑑みた計画を立て保育をする**大切さがあげられます。**臨床的知性**を育てるということになります。16頁の☆を大切にしましょう

(臨床教育学は授業の改革にとりくむ必要があります。知情意の全体としての生徒に働きかけるような授業が成り立てば、それ自体が臨床. 教育の営みになります。そうした具体例として シュタイナー教育や、サイコシンセシス教育や 多元的知性の教育等)

【Ⅲ】現要領・指針で現在考えられている日本の乳幼児教育

育みたい3つ資質能力(育つ基本的力)

個別の知識及び技能の基礎	思考力・判断力・表現力の基礎	学びに向かう力、人間性等		
気づくこと	考え工夫すること	意欲を持ち粘り強く取り組み協力すること		
認知面(IQ)〈知識・技術のスキル〉		非認知面(EQ)〈社会情動的スキル〉		
5領域 保育のねらい及び内容(乳児は3つの視点)				
環境	言葉	表現	健康	人間関係
幼児期の終わりまでに育ってほしい姿(力)10項目				
カ 思考力の芽生え キ 自然との関わり・ 生命尊重 ク 数量や図形・標識や文字などへの 関心・感覚	ケ 言葉による伝え 合い	コ 豊かな感性と表現	ア 健康な心と体	イ 自立心 ウ 協同性 エ 道徳性・規範 意識の芽生え オ 社会生活との 関わり

乳幼児期の重要な学び

◆やってみないと試行錯誤する・主体的な学び

◆仲間とちとえを出し合う・対話的な学び

◆小さな気づきが積み重なる・深い学び

保育所

保育所

養護と教育が一体となった全体的な計画 **坂崎イメージ図**

保育(養護と教育)内容の計画

保健計画+食育計画等

全体的な計画を構成する計
画

3歳未満の**保育を必要とする**子ども
の保育の計画

3歳以上の**保育を必要とする**子ども
の保育の計画

その際 (3) 保育の実施に関わる配慮事項
イ 子どもの発達や成長の援助をねらいとした活
動の時間については、意識的に保育の計画等
において位置付けて、実施することが重要であること

**安全・保健計画+食育計画+子育ての支
援**に関わる計画や延長保育・一時預かり
事業などとして行う活動のための計画
園生活全体を捉えた計画 等

全体的な計画 → 各指導計画
(長期 → 年間・ **期間**・月・短期 → 週日)等

認可園
教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する
全体的な計画 坂崎イメージ図

※教育及び保育の内容の計画

子育ての支援の計画等

全体的な計画を構成する計
画

満3歳以上の園児の※教育課程に
係る教育時間の教育活動の為の計

満3歳以上の保育を必要とする子ど
もに該当する園児の保育の為の計画

満3歳未満の保育を必要とする子ど
もに該当する園児の保育為の計画

学校教育上の安全保健+食育計画等

必須である「子育ての支援」に関わる
計画 保護者支援・地域支援及び延長保育・
一時預かり事業などとして行う活動のための計
画も含む/園生活全体を捉えた計画 等

教育課程 → 全体的な計画 → 各指導計画
(長期 → 年間・学期・月・短期 → 週日)等

「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」

◆カリキュラムマネジメントと評価

◆カリキュラムマネジメント

「社会に開かれた教育課程」の理念の実現に向けて、学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上につなげていくことを示しています。

学校教育の効果を常に検証して改善する/自分の思いを自信をもって伝え合える子供を育てよう！

PLAN(教育課程の作成)DO(教育の実施)CHECK(学習状況を評価)ACTION(改善につなげる)学校教育目標の達成につながるかどうか、常に確かめながら教育活動を行う

カリキュラム・マネジメントとは、第1章第2節の1において示すように、各幼保連携型認定こども園の「全体的な計画」に基づき、全保育教諭等職員の協力体制の下、組織的・計画的に教育及び保育の活動の質の向上を図ることである。

◆評価

- 1.自己評価/義務
- 2.施設関係者評価(学校評価ガイドラインを参照)/H27公定価格 詳細割愛
- 3.公開保育/R2公定価格

保育編「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」

◆評価

◆自己評価/保育所も含め、全ての施設と職員が行うべきものである。



◆施設関係者評価⇒必ずやるべき

評価者（学校評価）や園運営協議会

公定価格上、位置付けられている

出来る方式はあるので、1年目から必ず行ってほしい



◆公開保育⇒出来るだけやるべき

公定価格上、位置付けられている

※幼稚園が先行、兵庫県など県単位で進めているもの

※各都道府県や自治体における幼児教育センター等で

進められていくかもしれない

保育編「乳幼児期から積み上げられていく教育の必要性」

◆現状

◆今更ながら➡2020はコロナでした(仕方ないことです。でも)

◇R2年度 1.2歳児(未満児保育)の施設保育の一般化

「保育所等関連状況取りまとめ(4月1日)」

➡保育所等(認定こども園2.3号含む)利用率就学前児童の保育所等
利用率は47.7% うち、3歳未満児 39.7%、

(指針等で3つの視点と3歳未満の **中でも1・2歳児は50.4%** 5領域が示された)

◇スタートカリキュラム R2.4施行 小学校学習指導要領 前文より

幼児期の教育の基礎の上に、中学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながりを見通しながら～ 要領を定める

➡全国の全小学校によるスタートカリキュラム

➡コロナ期との関係 再度小学校との接続(R3中学校.4高校)

◇R2.6法案可決 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律

➡その中に**社会福祉連携推進法人(厚労省援護局担当)**

➡令和の時代 規制改革 法人強化(法人合併等)⇔令和4年5月施行予定

※保育界を支えているのは、待機児童と少子化という逆の現象であることを肝に銘じておく

保育編 現状と未来 令和3年度からを考える / 坂崎論

➡ こども庁創設後の整理/R6年度後に本格見直し？

1) 妊娠期から切れ目のない子育て支援を充実させる

母親・地域等への教育や支援が必要→ヒューマンサービス
虐待防止・親子登園・父親の育児参加
0歳児90%・1・2歳児50%弱は入所しない子がいる
子育て支援の本格化 施設が席捲出来るかどうか。

2) 保育所・幼稚園・認定こども園を乳幼児期の施設として 立ち位置をどうするか⇒省庁及び施設を早期に一本化

保育内容(0歳児からの教育の位置づけの確立)及び幼稚園や保育所を
どのように位置づけて行くかが焦点

3) 乳幼児期の教育/要領指針を一体化する議論を進める

(0歳児からの教育の保障) 各要領・指針の内容は整合されたが
*無償化は教育を保障する為の就労支援。(仮)保育要領の完成

4) 保育士等の働き方、処遇の改善を徹底して行う。それらも含め、 コロナ禍の状況を鑑み、現行の公定価格改善をする。

令和4年度保育関係予算・制度等に向けた要望

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会会長 奥村 尚三
公益社団法人 全国私立保育連盟会長 川下 勝利
社会福祉法人 日本保育協会理事長 大谷 泰夫

新型コロナウイルス感染症の対応が長期化する中であっても、保育所等は社会を支えるため保育を継続してきており、引き続きご支援をお願い申し上げます。我が国の少子高齢化と人口減少の進行は、これまでの推測を超える厳しい状況にあり、その対策は、国や社会の存立基盤に大きな影響を及ぼす先送りのできない重要な課題となっています。家庭や地域における子育て支援の推進を目的に、「すべての子ども・子育て家庭を対象に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図る」とする「子ども・子育て支援新制度」の趣旨を踏まえ、「量的拡充」と「質の向上」を両輪として取り組みを進める必要があります。新型コロナウイルス感染症により、社会全体が大きく影響を受けているところですが、次代を担うすべての子どもたちの成長を支えるために、以下について、補正予算での対応を含めて要望します。

1. 保育の質・機能の向上のために

乳幼児期は生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期であることから、職員配置の改善や機能強化等、地域の実情や保護者のニーズに対応する体制構築に向けた「量的拡充」・「質の確保」のため、子ども・子育て支援新制度制定時に確認された事項の実現に向けて、消費税以外の0.3兆円超を含む総額1兆円超の財源を早期にかつ恒久的に確保することを要望します。

2. 保育人材の確保・定着について

保育の「質の向上」については、保育現場の喫緊の課題である「人材確保」のため、職員の処遇改善が進められていますが、保育士と全産業の労働者の平均賃金にいまだに差があります。さらに、コロナ禍にあって、保育は社会を支えるインフラであることを改めて示しています。社会的使命と役割を発揮する魅力ある職場となるために、職員の平均勤続年数が年々伸びている状況にも鑑み、新型コロナウイルス感染症により厳しい財政状況ですが、更なる処遇改善を要望します。また、令和6年度までに検討し結論を得るとされている社会福祉施設職員等退職手当共済制度については、今後も堅持・継続することを要望します。加えて、今年度検討予定のキャリアパスに係る受講要件の必須化については、コロナ禍における研修の実施状況等も勘案して慎重な検討を行うことを要望します。

3. 公定価格の充実にについて

子ども・子育て支援新制度5年後の見直しにおいて、保育を確保する観点から、公定価格の算定は積み上げ方式を堅持することとなりましたが、子ども・子育て支援法の第2条第2項の基本理念に基づき、質の高い教育・保育の提供とともに職員の定着・確保に鋭意取り組んでいる保育施設が安定的、継続的に運営できるよう、さらなる充実を引き続き要望します。

4. 人口減少地域における保育施設への振興対策等の実施

保育施設は、子育て支援の重要な拠点であり、地方創生に不可欠な社会資源です。人口減少地域においても、子どもの育ちと家庭を支援するため、真に必要とされる社会資源がなくならないよう、認可を受けた保育施設等として維持することなど、保育の場の確保ができる施策を要望します。

5. 「保育所等整備交付金」等の拡充・推進について

新子育て安心プラン等に基づく保育の供給体制整備のため、引き続き「保育所等整備交付金」の補助単価を、資材費や労務費等の動向を踏まえて改善することを要望します。また、災害時の復旧にかかる「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金」について迅速な支給等を求めるとともに、外構等の対象拡大及び非常時における衛生用品等の備蓄の検討を要望します。

6. 子育て家庭の負担軽減について

令和元年10月から3歳未満児の住民税非課税世帯の家庭及び3歳以上児の家庭の無償化が実施されました。引き続き子育て家庭の負担等の一層の軽減を要望するとともに、さらなる地域子育て支援の充実及び支給認定の満3歳児の扱いについて認定間の整合性をとることを要望します。

7. 企業主導型保育事業に対する自治体の関与について

企業主導による保育事業については、保育の質の向上や需給調整の観点から、自治体（市町村等）の関与の仕組みを導入することや待機児童の解消策に特化することを要望します。

8. 新型コロナウイルス感染症等の対応について

新型コロナウイルス感染症の対応が長期化するなか、保育現場における感染拡大防止と保育の継続にあたっての課題等に関し、地方公共団体とも連携して情報収集を行いながら、その解決に向けた継続的な支援をお願いします。とくに各自治体において保育施設等職員のワクチン優先接種が行われるよう国として働きかけるとともに、引き続き感染防止のための経費、保護者への相談のためのICT機器の整備ならびにICT機器活用のための環境の整備に向けた財政支援等を要望します。

9. 「こども庁」創設の議論について

「こども庁」創設の議論については、真に「子ども施策」の充実につなげることが必要です。また、「子ども」だけでなく、保護者・家庭など、子どもを取り巻く環境も重要な視点となります。そのため、「こども庁」創設の議論が、子ども関連施策の問題・課題解決のための責任と権限の明確化とともに、関連予算を確保し、何よりも保育の質の確保・向上や処遇改善が図られるものとなることを要望します。

保育関係予算・制度等の緊急要望～コロナ禍における安全・安心な保育に向けて～

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 全国保育協議会
会 長 奥村 尚三

公益社団法人 全国私立保育連盟
会 長 川下 勝利

社会福祉法人 日本保育協会
理事長 大谷 泰夫

新型コロナウイルス感染症は社会経済に大きな影響を与えています。また、景気だけでなく、労働環境についてもテレワークを始めとした働き方の変化を助長しています。働き方の変化は、親子関係・絆を強くするプラス面がある一方で、家庭養育におけるつまづきとマルトリートメント(不適切な養育)などのマイナス面もはらんでいます。新型コロナウイルス感染症流行当初から保育を継続してきた現場職員は、子どもの感染だけでなく職員間、外来者からの感染にも注意を払い、清掃・消毒など日々保育環境の維持に努めています。また、コロナ禍において登園を自粛する家庭に対しても、様々な方法で支援を行ってきました。今後も、子どもの育ちを保障する保育の継続とともに、新型コロナウイルス感染症への対応が続くことや、これまで以上に、保護者の不安や悩みなど個々の家庭状況を踏まえた養育支援に向き合うこととなるため、次の事項について、補正予算での対応も含め、緊急に要望します。

記

1 安全・安心な保育の継続に向けて

新型コロナウイルス感染症がさらなる拡大を見せ、変異株は子どもたちへの感染も確認されています。園児への感染防止はもとより、安全・安心に保育が継続できるよう、保育施設等職員へのワクチン優先接種やPCR検査の実施およびその継続、感染防止対策への財政支援などの強化を要望します。

2. 公定価格の充実について

保育人材雇用維持の根幹である公定価格については積み上げ方式を堅持するとともに、保育環境のより一層の向上のため、かつ園児家庭の健全な養育支援に日々努力を惜しまない現場職員に報いるために、更なる処遇改善を要望します。

坂崎 隆浩（さかざき たかひろ） 神奈川県生まれ、青森県津軽地方育ち 下北在住
現在、1法人3施設(青森県の下北と津軽)の理事長(2004年－)
幼保連携型認定こども園こども園ひがしどおり園長(2012年－)

◎役職 保育3団体実務者会議委員/社会福祉法人日本保育協会全国理事(2010年－)
同保育問題検討委員会認定こども園委員会委員長他 保育総合研究会会長(2021年－)

これまでと現在の主な要職

- ◎厚生労働省:地域における保育所、保育士等の在り方に関する検討会委員(2021年－)
- ◎農林水産省:「和食」と地域食文化継承推進事業「和食文化継承の人材育成等事業」検討委員(2019年－)
- ◎内閣府:幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂に係る関係団体との検討会委員(2017年－)
- 文部科学省:「幼児教育に関する調査研究拠点の整備に向けた検討会議」検討委員(2015－2016年)
- 内閣府:「子ども・子育て会議」委員(2013－15年)
- 内閣府:「子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム」委員(2010－12年)
- 厚生労働省:「社会保障審議会小子化対策特別部会保育専門委員会」専門委員(2009－10)
- 厚生労働省:「次世代育成支援のための新たな制度設計に関する保育事業者検会」委員(2008-09)
- 青森短期大学地域創造学科(子ども専攻)助教授・准教授(2005－09)

※1994年エンゼルプラン及び戦後初50年ぶりの児童福祉法改正時に日本保育協会青年部長として改革に参画。2000年より日本保育協会青森県支部支部長。同保育問題検討委員会委員長等歴任。2012年子ども子育て関連3法制定時の子ども・子育て会議委員。2016年国立政策研究所幼児教育センター検討委員。現在、保育3団体の委員等を歴任。一昨年アメリカ視察、これまでスウェーデン・フランス・ドイツ・オランダ・イギリス・インドネシア等海外視察を行っている。

☆その他／指揮者 1978年より指揮者・作曲家・音楽監督として活動。現代作曲家の第一人者である元桐朋音楽大学学長、元東京文化会館館長、作曲家故三善晃氏等に師事。三善晃や鈴木輝明及びなかにしあかねの現代作曲家の新曲等の作品を手掛ける。2000年には青森県芸術文化奨励賞受賞。青森県民文化祭で5度の総合プロデュースや青森県文化観光立県音楽担当。太宰治生誕100年の作曲等も務める。又ニューヨークカーネギーホール・ウィーン楽友協会2回などの招待演奏、海外演奏3回など、毎年年間10回程度のコンサートやコンクールにて演奏を行う。五所川原合唱団でグロスマンコンクールで全部門1位、全日本全国銀賞他。愛知県国民文化祭出演。太宰治「レクイエム」等(作曲)を交響楽団演奏。現在、4団体(合唱)常任指揮者。一昨年4月、なかにし作品の初演作品(昨年1月発売)を手掛ける成功させ、8月おかあさんコーラス全国優秀賞、9月に5度目の総合プロデュース、第29回青森県民文化祭「時の空を操り命を守る未来の物語」2時間を脚本作曲演出し成功させる。全日本合唱連盟青森県支部副理事長歴任中。

◇主な執筆関係

2008年監修「新保育所保育指針サポートブック」(保育総合研究会:世界文化社発刊)は10万部のベストセラーとなった。4冊目の単著「少子化時代の保育と教育」(2017年/監修等26冊目)他、一昨年「新要領や指針のサポートブック」、「自己チェックリスト」2冊を監修執筆し出版。本年2月「年齢別サポートブック」5冊の監修にあたっている。